

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学と 北海道芽室高等学校との教育連携に関する協定書

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「短期大学」という。）と北海道芽室高等学校（以下「高等学校」という。）とは、相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、芽室町と十勝管内の将来を担う青少年の人材養成、地域社会への貢献、短期大学及び高等学校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るため、次のとおり相互協力協定を締結する。

（趣旨）

第1条 短期大学と高等学校とは、双方の信頼関係に基づき、相互の教育内容の充実と学生及び生徒の資質向上を図ることを通して双方の教育目標を達成するために、教育・研究活動において協力・連携し交流を深める事業に取り組み、相互の教育機能について連携を行うものとする。

（教育連携事項）

第2条 教育連携に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に係る情報交換や中長期的な連携構想(高大接続及び連携等)に関すること。
- (2) 短期大学、高等学校双方の教育施設・設備の活用に関すること。
- (3) 高等学校における教育的支援(教育相談、進学及びキャリア形成に係る取組等)に関すること。
- (4) 短期大学における講義、演習、実習、出張講義(00JC プレゼミ等を含む。)及び短期大学の教育内容の紹介説明等に係る取組に関すること。
- (5) 短期大学、高等学校がそれぞれ実施する学生及び生徒のインターンシップに係る指導・援助及び相互協力に関すること。
- (6) 短期大学、高等学校のそれぞれが実施する教育関連事業(教員・教諭研修及び学生、生徒の交流行事等)、クラブ・サークル他の課外活動、ボランティア活動、地域貢献活動等に関すること、及びこれらの事業における講師及び学生、生徒の派遣及び受入に関すること。
- (7) その他、双方の協議により同意した事項に関すること。

（教育連携協議会の設置）

第3条 前条に定める教育連携事項を円滑に推進するために、教育連携に関する方針や具体的な内容について、必要な協議・検討を行う教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

（組織）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる内容で組織する。

- (1) 協議会の委員は、双方の教職員各4名（事務職員を各1名含む。）で構成する。
- (2) 委員長は、短期大学から選出し、副委員長は、高等学校から選出するものとする。
- (3) 委員の任期は、1年間とし、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- (4) 会議は、委員長が招集し、協議会の進行を務める。また、委員の過半数の出席により協議会は成立する。
- (5) 協議会の事務及び庶務は、委員のうち事務職員が担うものとする。
- (6) 協議会における協議及び検討内容については、学長及び高等学校長にその都度報告するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、1年間とし、2015（平成27）年10月22日から始まり、2017（平成29）年3月31日をもって終了する。ただし、期間満了の3か月前までに、短期大学及び高等学校のいずれか一方から申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定に短期大学及び高等学校のいずれか一方が異議のあるときは、期間満了の3か月前までに相手方に申し出の上、協議するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度双方で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方が記名捺印の上、各自1通を保有する。

2015（平成27）年10月22日

河東郡音更町希望が丘3番地3
学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学
学長

田中厚



河西郡芽室町東めむろ一条北1丁目6番地
北海道芽室高等学校
校長

山崎雅

